

○参考資料

1 環境基準等

(1) 水質汚濁に係る基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(単位 : mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		

イ 生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	南湖 (ハ)	北湖 (イ)
琵琶湖 (南・北湖)	AA	水道1級・水産1級・自然 環境保全およびA以下の 欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

※達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ 全窒素・全りん的环境基準

(単位 : mg/L)

	T-N		T-P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
II 類型	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

エ 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間別 河川数
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全 およびA以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	(イ)－5 (ロ)－1 (ハ)－5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水浴 およびB以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	(イ)－7 (ハ)－5
宇曾川 家棟川	B	水道3級・水産2級およびC 以下の欄に挙げるもの(水 産3級、工業用水1～3 級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下	(イ)－1 (ハ)－1

※達成期間の(イ)は直ちに達成、(ロ)は5年以内に達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

オ 水生生物の保全に係る環境基準

(単位：mg/L)

該当水域	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			達成期間
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	
琵琶湖(1)	生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03以下	0.001以下	0.03以下	(イ)直ちに達成
琵琶湖(2) ・瀬田川	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03以下	0.002以下	0.05以下	
北湖(1)(2)(3) 南湖(1)	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生 物B欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03以下	0.002以下	0.04以下	

(基準値は年平均値)

カ 要監視項目に係る指針値

(単位：mg/L)

項目	指針値
ニッケル	—
モリブデン	0.07以下
アンチモン	0.02以下
クロロホルム	0.06以下
tr-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	0.2以下
イソキサチオン	0.008以下
ダイアジノン	0.005以下
フェントロチオン	0.003以下
イソプロチラオン	0.04以下
オキシ銅	0.04以下
クロロタロニル	0.05以下
PFOS及びPFOA	0.05以下

項目	指針値
プロピザミド	0.008以下
EPN	0.006以下
ジクロロボス	0.008以下
フェノバルブ	0.03以下
イプロベンホス	0.008以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6以下
キシレン	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下
エピクロロヒドリン	0.0004以下
全マンガン	0.2以下
ウラン	0.002以下

キ 水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類 型	水生生物の生息状況の適応性	指 針 値 (mg/L)					
		クロロフォルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下	0.001以下	0.02以下	0.03以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下	0.0007以下	0.02以下	0.003以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下	0.004以下	0.02以下	0.03以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下	0.003以下	0.02以下	0.02以下

ク 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位 : mg/L)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1, 4-ジオキサン	0.05以下

ケ 有害物質に係る排水基準

(単位：mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例（上乗せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
カドミウム及びその化合物	0.01	0.03
シアン化合物	0.1	1
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る）	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒素及びその化合物	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	10	10
ふっ素及びその化合物	8	8
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	100
1,4-ジオキサン	0.5	0.5

コ 生活環境項目（業種共通の項目）

(単位：水素イオン濃度および大腸菌群数を除き mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例（上乗せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
水素イオン濃度（pH）	6.0～8.5	5.8～8.6
ノルマンヘキサン （鉱油類含有量）	5	5
抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	20	30
フェノール類含有量	1	5
銅含有量	1	3
亜鉛含有量	1	2
溶解性鉄含有量	10	10
溶解性マンガン含有量	10	10
クロム含有量	0.1	2
大腸菌群数	3,000個/ml	3,000個/ml
アンチモン含有量	0.05	-
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。		-

※この表に掲げる排水基準は日平均排水量 10m³以上の特定事業場について適用する。

※この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日平均値とする。

サ BOD、COD、SS、窒素、りんに係る排水基準

a BOD、COD、SSに係る排水基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	BOD		COD		SS	
		既設	新設	既設	新設		
製 造 業	食料品 製造業	10~30	100	60	100	60	90
		30~50	70	50	70	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	弁当 製造業	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
		50~1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	繊維工業	10~30	80	60	80	60	90
		30~50	60	50	60	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	化学工業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	40	30	40	30	90
		50~1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
	ゼラチン 製造業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	50	40	50	40	90
		50~1000	40	30	40	30	70
		1000以上	30	20	30	20	70
その他の 製造業	10~30	70	40	70	40	90	
	30~50	40	30	40	30	90	
	50~1000	30	20	30	20	70	
	1000以上	20	15	20	15	70	
その 他の 業 種 等	畜産施設	10以上	120	120	120	120	150
	し尿処理 施設	10以上	30	20	30	20	70
	下水道終末 処理施設	10以上	20	20	20	20	70
	し尿 51人~100人 浄化槽	10以上かつ し尿 51人~100人	60	20	60	20	60
		101人~200人	60 または 30	20	60 または 30	20	60
			60 または 30		60 または 30		
		201人~500人	60 または 20	20	60 または 20	20	60
	501人以上	60 または 20	20	60 または 20	20	60	
	その他の 事業所	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
50~1000		50	30	50	30	70	
1000以上		40	30	40	30	70	

b 窒素、りんに係る排水基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	窒素		りん	
		既設	新設	既設	新設
食料品 製造業	10~30	40	30	8	2
	30~50	25	20	4	2
	50~1000	20	12	3	1.5
	1000以上	15	10	2	1
弁当 製造業	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2
繊維工業	10~30	40	30	6	2
	30~50	15	12	2	1.2
	50~1000	12	8	1.5	0.8
	1000以上	10	8	1	0.5
化学工業	10~30	20	15	5	2
	30~50	12	10	2	1.2
	50~1000	10	8	1.5	0.8
	1000以上	8	8	1	0.5
ゼラチン 製造業	10~30	20	15	5	2
	30~50	20	15	2	1.2
	50~1000	15	10	1.5	0.8
	1000以上	12	10	1	0.5
その他の 製造業	10~30	40	20	2	2
	30~50	15	12	1.5	1
	50~1000	12	8	1.2	0.6
	1000以上	8	8	0.8	0.5
畜産施設	10以上	80	45	25 ※16	15
し尿処理 施設	10以上	20	10	2	1
下水道終末 処理施設	10~3000	20	20	1	0.5
	3000以上	20	15	1	0.5
し尿 51人~100人 浄化槽	10以上かつ し尿 51人~100人	60	45	8	6
	101人~200人	60	40	8	5
		60			
	201人~500人	60	40	8	5
501人以上	25	20	5	5	
その他の 事業所	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2

※基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては日間平均値とする。
※表中の「※」は、サービス業に係るものに適用される基準。

シ 水浴場の水質判定基準

- ① 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- イ 「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」および「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」および「水質 C」であるものを「可」とする。
- 各項目すべてが「水質 AA」以上である水浴場を「水質 AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。
 - 各項目すべてが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」（水質が良好な水浴場）とする。
 - 各項目すべてが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - これら以外のものを「水質 C」とする。

区分		糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C	1,000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

- ② 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
- ア 「水質 B」または「水質 C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が 400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- イ 油膜が認められたもの

(2) 大気汚染に係る基準

ア 大気汚染に係る環境基準

汚 染 物 質	環 境 基 準
二酸化窒素 ※1 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 ※3 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント ※2	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化いおう ※3 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 ※3 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
微小粒子状物質 ※3 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
ベンゼン ※4	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン ※4	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類 ※5	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

- 備考1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
平成21年9月9日に環境基準が設定された。
4. ※1: 長期的評価(年間)のもの
 ※2: 短期的評価(条件どおり)のもの
 ※3: 長期的評価(年間)と短期的評価(条件どおり)があるもの
 ※4: 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係るもの
 ※5: ダイオキシン類に係る環境基準

イ 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時

(3) 騒音・振動に係る基準

ア 騒音に係る環境基準

時間区分		2区分 (昼/6:00~22:00) (夜/22:00~6:00)
地域の類型と基準値	類型	基準値(昼/夜)
①特に静穏を要する地域	AA	50dB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について		1)道路に面する地域の全戸数(推計可) 2)等価騒音レベル(Leq) 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源(距離不問) 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下:15m/2車線超:20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70dB以下	Iをあてはめる地域:主として住居の用に供される地域
II	75dB以下	IIをあてはめる地域:商工業のように供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(4) ダイオキシン類に係る基準

項目	基準値
大気環境基準	0.6pg-TEQ/m ³
水質環境基準	1pg-TEQ/L
底質環境基準	150pg-TEQ/g
土壌環境基準	1,000pg-TEQ/g

※大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。

※土壌環境基準は、1回の測定結果を持って評価する。

※土壌に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は250pg-TEQ/gである。

2 滋賀県環境審議会の審議状況

会議名	開催年月日	議事等の内容
総会	令和元年 6月7日	1 県指定希望が丘鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問） 2 県指定湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問） 3 各部会の活動概要について（報告） 4 その他
環境企画部会	令和元年 11月18日	1 滋賀県環境総合計画の進行管理について 2 滋賀県環境学習推進計画の進行管理について 3 滋賀県環境学習推進計画の改定について（諮問）
温暖化対策部会	令和2年 1月22日	1 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2017年度）について 2 平成30年度（2018年度）の滋賀県低炭素社会づくり推進計画に係る取組の実施状況について 3 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の見直しについて
水・土壌・大気部会	令和元年 7月5日	1 平成30年度公共用水域水質測定結果について（報告） 2 平成30年度大気汚染状況測定結果について（報告） 3 第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告）
	平成元年 12月23日	1 地下水質測定計画の見直しの方向性について 2 河川の水質調査見直しについて 3 琵琶湖の水質調査見直しの中間とりまとめについて
	令和2年3月 ※新型コロナウイルス感染症の影響により書面照会	1 令和2年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議） 2 平成31（令和元）年度地下水質測定結果について（報告）
廃棄物部会	令和2年 3月17日（火）	1 第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について（諮問） 2 第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について（報告） 3 （仮称）滋賀プラスチックごみゼロ推進方針の策定および（仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画の策定について 4 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について（報告） 5 滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性について（報告）
自然環境部会	令和元年 7月23日	1 県指定希望が丘鳥獣保護区特別保護地区の再指定について 2 県指定湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区の再指定について 3 琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について
	令和元年 9月12日	1 指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定について 2 保護増殖指針の策定について
温泉部会	（開催なし）	（開催なし）
琵琶湖総合保全部会	令和元年 11月25日（月）	1 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）に係る取組について 2 琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）の進捗状況について 3 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）と琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）の今後について 4 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の改定に向けて 5 琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）のふりかえりと今後のあり方について

3 審議会等委員名簿

(1) 滋賀県環境審議会

(任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日)

氏名	主な職	所属部会						備考
		企画	温暖化	水士大	廃棄物	自然	温泉	
荒木 希和子	立命館大学生命科学部生物工学科講師					○		
石川 聡子	大阪教育大学教育学部教授	○				○		
石谷 八郎	滋賀県森林組合連合会推薦者 (滋賀県森林組合連合会代表理事会長)					○	○	
内海 来	一般社団法人滋賀県猟友会推薦者 (一般社団法人滋賀県猟友会副会長)					○	○	
大坪 正人	近畿農政局長		○	○			○	
奥田 克実	一般社団法人滋賀県建設業協会推薦者 (一般社団法人滋賀県建設業協会副会長)				○			
上村 照代	滋賀県地域女性団体連合会推薦者 (滋賀県地域女性団体連合会副会長)	○					○	
岸本 直之	龍谷大学先端理工学部教授	○		◎				
木村 禎	滋賀県経済団体連合会 (一般社団法人滋賀県経済産業協会)		○				○	
小泉 尚嗣	滋賀県立大学環境科学部環境生態学科教授					○		
籠谷 泰伸	公益社団法人滋賀県獣医師会推薦者 (公益社団法人滋賀県獣医師会野生動物事業委員会委員)					○		
酒井 章子	京都市大学生態学センター教授					○	○	
坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター事務局長	○	○				○	
櫻井 洋一	近畿地方環境事務所長	○	○	○	○	○		
佐藤 祐子	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合推薦者 (滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事)					○		
佐野 高典	滋賀県漁業協同組合連合会推薦者 (滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長)			○			○	
芝原 茂樹	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会推薦者 (一般社団法人滋賀県産業資源循環協会理事)				○			
島田 洋子	京都大学大学院工学研究科准教授		○					
高橋 進	(公募委員)	○		○				
辻 博子	一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク推薦者 (一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク事務局長)	○	○					
東野 達	京都大学名誉教授	○	◎	○				
中野 伸一	京都市大学生態学センター長教授	○		○			○	
中村 光伸	滋賀県野鳥の会推薦者 (滋賀県野鳥の会委員)					○	○	
西川 真美子	弁護士					○		
西田 くみ子	湖国女性農業・推進委員協議会推薦者 (湖国女性農業・推進委員協議会 会長)			○			○	
西野 麻知子	元びわこ成蹊スポーツ大学教授	○				○	◎	副会長
仁連 孝昭	滋賀県立大学名誉教授	◎						会長
野瀬 喜久男	滋賀県町村会推薦者 (甲良町長)	○			○		○	
橋川 涉	滋賀県市長会推薦者 (草津市長)	○	○	○				
橋本 征二	立命館大学理工学部環境都市工学科教授		○		○			
畑田 彩	京都外国語大学外国語学部准教授					○		
樋口 能士	立命館大学理工学部環境都市工学科教授			○	○			
平島 崇男	京都大学大学院理学研究科教授					◎		
平山 奈央子	滋賀県立大学環境科学部講師						○	
前畑 政善	神戸学院大学人文学部教授	○				◎		
松四 雄騎	京都大学防災研究所地盤災害研究部門准教授			○	○		○	
溝江 愛未	(公募委員)	○					○	
溝口 宏樹	近畿地方整備局長		○	○	○		○	
南村 多津恵	(公募委員)	○	○		○			
山崎 準	滋賀森林管理署長		○			○	○	
山田 貴子	NP0子どもネットワークセンター天気村代表理事	○						
山本 芳華	平安女学院大学国際観光学部准教授		○		○			
吉原 福全	立命館大学理工学部教授	○			◎			
米村 猛	近畿経済産業局長		○	○	○		○	
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会 水環境研究部門 顧問			○	○			

◎：部会長

令和3年2月28日現在（敬称略・五十音順）

(2) 滋賀の環境自治を推進する委員会

(任期:平成29年8月21日から令和2年8月20日)

氏名	役職名等	備考
荒川 葉子	弁護士	
津野 洋	京都大学名誉教授	
永井 ユタカ	弁護士	委員長
樋口 能士	立命館大学理工学部教授	
吉田 正子	彦根家庭裁判所調停委員	

令和2年3月31日現在

(3) 滋賀県環境影響評価審査会

(任期:令和2年3月1日から令和5年2月29日)

氏名	役職名等	備考
市川 陽一	龍谷大学理工学部教授	会長
江藤 弥生	野洲市歴史民俗博物館市史専門調査員	
惣田 訓	立命館大学理工学部教授	
中井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授	
野呂 雄一	三重大学教養教育院教授	
畠 佐代子	滋賀県立大学環境科学部非常勤講師	
林 倫子	関西大学環境都市工学部准教授	
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授	
堀 智晴	京都大学防災研究所水資源環境研究センター教授	
松四 雄騎	京都大学防災研究所地盤災害研究部門准教授	
水原 詞治	龍谷大学理工学部環境ソリューション学科講師	
皆川 明子	滋賀県立大学環境科学部准教授	

令和2年3月31日現在

(4) 滋賀県ヨシ群落保全審議会

(任期:令和元年12月1日~令和3年11月30日)

氏名	役職名等	備考
大久保 貴	彦根市長	
太田 俊浩	ヨシでびわ湖を守るネットワーク	
門田 光司	独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所長	
金子 有子	東洋大学文学部 准教授	
真田 陽子	西の湖ヨシ灯り展実行委員会	
佐野 幸子	公募委員	
佐野 高典	滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事会長	
高橋 敏枝	針江生水の郷委員会 委員	
高間 敏次	大津市自治連合会	
野間 直彦	滋賀県立大学環境科学部 准教授	
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授	
堀田 伸之	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長	
松田 明子	公募委員	
村田 章	日本野鳥の会滋賀 代表	
脇田 健一	龍谷大学社会学部 教授	会長

令和2年12月1日現在

(5) 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

(任期：令和2年12月19日～令和4年12月18日)

氏名	役職名等	備考
井手 慎司	滋賀県立大学環境科学部教授	会長
岩寄 正次	滋賀県釣り団体協議会理事	
植田 健三	NPO法人瀬田漕艇倶楽部	
浦部 美佐子	滋賀県立大学環境科学部教授	
大口 隆之	びわ湖放送(株)放送管理局報道部次長	
大久保 貴	滋賀県市長会(彦根市長)	
久保 麻衣子	日本ジェットスキー協会オフィシャルスタッフ	
黒須 朱莉	びわこ成蹊スポーツ大学講師	
田中 和彦	滋賀県小型船協会副会長	
辻村 琴美	公募委員	
中川 善一	公募委員	
藤野 一秀	(一社)日本マリン事業協会事務局長	
水谷 公彦	琵琶湖を戻す会	
山本 久子	弁護士	
吉田 守	滋賀県漁業協同組合連合会(瀬田町漁業協同組合代表理事組合長)	

令和3年2月1日現在

(6) 滋賀県景観審議会

(任期：平成30年10月1日～令和3年9月30日)

氏名	役職	備考	
青山 香菜	エディター・プランナー (編集工房(有)北風写真館)		
岡田 昌彰	近畿大学理工学部社会環境工学科 教授		広域的景観形成検討専門部会長代理
笠原 啓史	特定非営利活動法人彦根景観フォーラム 理事		
川崎 雅史	京都大学大学院工学研究科 教授	会長	広域的景観形成検討専門部会長
黒川 美紀子	公募委員		
鈴木 あつ子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長		
高井 節子	京都市立芸術大学美術学部 准教授		屋外広告物適正化検討専門部会長代理
土本 和子	滋賀県建築士会女性委員会 常任委員		
轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部 准教授	会長代理	屋外広告物適正化検討専門部会長
貫名 敏	公募委員		
平井 利佐	一級建築士事務所 風露		
山下 淳	関西学院大学法学部 教授		
和田 光平	滋賀県広告美術協同組合 理事長		

令和2年10月31日現在

(7) 滋賀県森林審議会

(任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日)

氏名	現職名・所属等
石谷 八郎 (いしたに はちろう)	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
伊藤 利恵 (いとう りえ)	公募
岩永 裕貴 (いわなが ひろき)	滋賀県林業協会 理事 甲賀市長
梅本 健一 (うめもと けんいち)	滋賀県認定青年林業士
小川 慈 (おがわ めぐみ)	(公社)滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
金子 晃 (かねこ あきら)	公募
北村 美代子 (きたむら みよこ)	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
熊川 忠 (くまがわ ただし)	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
栗山 浩一 (くりやま こういち)	国立大学法人京都大学 教授
小杉 緑子 (こすぎ よしこ)	国立大学法人京都大学 教授
鷗鷗 真知子 (ささき まちこ)	株式会社平和堂 CSR推進室長
田邊 由喜男 (たなべ ゆきお)	森杜産業株式会社代表取締役社長
長島 啓子 (ながしま けいこ)	京都府公立大学法人京都府立大学 准教授
山崎 準 (やまさき ひとし)	滋賀森林管理署長
八代田 千鶴 (やよた ちづる)	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員

(8) 滋賀県公害審査会

(任期:平成30年11月7日から令和3年11月6日)

氏名	役職名等	備考
石井 太	一般社団法人滋賀経済産業協会副会長	
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	
川瀬 新也	弁護士	
岸本 直之	龍谷大学理工学部教授	
木築 野百合	医師、一般社団法人滋賀県医師会理事	
桑野 園子	大阪大学名誉教授	
佐武 直子	弁護士	
山川 正信	宝塚大学学長、大阪教育大学名誉教授	
山口 豊子	薬剤師、一般社団法人滋賀県薬剤師会副会長	
吉田 和宏	弁護士	会長

令和2年3月31日現在

(9) 滋賀県下水道審議会委員名簿

〈委員〉

(第3期：令和元年10月1日～令和3年9月30日)

区 分	氏 名	役 職 名 等	備 考
学識経験者 (水環境)	まつい さぶろう 松井 三郎	京都大学 名誉教授	会長 基本計画部会 資源・エネルギー・新技術部会
学識経験者 (水環境)	しみず よしひさ 清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	副会長 経営部会
学識経験者 (経営)	ただとも けいし 只友 景士	龍谷大学政策学部 教授	経営部会 資源・エネルギー・新技術部会
学識経験者 (会計)	すぎさわ きくみ 杉澤 喜久美	杉澤公認会計士税理士事務所 公認会計士・税理士	経営部会
学識経験者 (法律)	きのした やすよ 木下 康代	すみれ法律事務所 弁護士	経営部会
学識経験者 (生物)	にしの まちこ 西野 麻知子	元びわこ成蹊スポーツ大学 教授	基本計画部会
消費者団体	かみむら てるよ 上村 照代	滋賀県地域女性団体連合会 副会長	基本計画部会 (～R2.12.31)
	うかい あつこ 鵜飼 淳子	滋賀県地域女性団体連合会 会長	基本計画部会 (R3.1.1～)
事業者団体	おかもと よしこ 岡本 芳子	滋賀県商工会議所女性会連合会 理事	経営部会
市町委員	はしかわ わたる 橋川 渉	滋賀県市長会 草津市長	基本計画部会
公募委員	まつむら じゅんこ 松村 順子	公募委員	基本計画部会

〈臨時委員〉

区 分	氏 名	役 職 名 等	備 考
学識経験者 (廃棄物)	たかおか まさき 高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科 教授	資源・エネルギー・新技術部会
学識経験者 (汚泥処理)	いしだ たかし 石田 貴	日本下水道新技術機構 資源循環研究部 上席研究役	資源・エネルギー・新技術部会

(10) 滋賀県環境学習等推進協議会

(任期：令和2年10月1日から令和4年9月30日まで)

氏名	職名	備考
井手 慎司	滋賀県立大学教授	会長
植田 潤	長浜市湖北野鳥センター専門員	
太田 一郎	公募委員	
来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センターキャリアアドバイザー	
坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター事務局長	
関川 雅之	竜王町地域学校協働本部 統括地域学校協働活動推進員	
谷村 雅彦	(株)関西みらい銀行経営企画部 SDGs 推進室シニアアドバイザー	
辻 智	くさつエコスタイルプラザ館長	
中田 佳恵	滋賀県琵琶湖環境部次長	
中村 大輔	草津市立渋川小学校教諭	
成山 博子	近畿環境パートナーシップオフィス(きんき環境館)スタッフ	
西澤 彩木	せた森のようちえん代表	
橋本 一樹	大津市立日吉中学校教諭	
森 由利子	滋賀県教育委員会事務局教育次長	
吉積 巳貴	立命館大学教授	副会長
竜王 真紀	やまえこ(山内エコクラブ)代表	

令和2年10月1日現在

滋賀の環境 2020（令和2年版環境白書）

—— 資料編 ——

令和3年3月 発行

編集・発行 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3354

FAX 077-528-4844

E-mail de00@pref.shiga.lg.jp
